

6 八 福 福 第 1 3 3 号
令和 6 年(2024 年)4 月 26 日

八王子市社会福祉審議会
会 長 杉原 陽子 殿

八王子市長 初宿 和夫



諮 問 書

本市が別添のとおり実施する社会福祉に関する施策について、八王子市社会福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

社会福祉に関する施策

1 諮問理由

本市は、地域共生社会の実現を目指し、福祉分野の上位計画である「第4期八王子市地域福祉計画」を令和6年（2024年）3月に策定した。

この計画に基づき、本市の福祉施策を推進するために必要な事項を諮問するものである。

2 諮問 社会福祉に関する施策

(1) 地域福祉に関すること

- ・地域福祉計画の評価及び中間見直し並びにその重点事業・課題に関する事項について
- ・地域福祉に関する重要事項について

(2) 民生委員の審査に関すること

- ・民生委員児童委員の推薦・再推薦・解職等に関する事項について
- ・民生委員児童委員の選任に関する事項について

(3) 高齢者福祉に関すること

- ・高齢者計画・介護保険事業計画の策定及びその重点事業・課題に関する事項について
- ・高齢者あんしん相談センターの運営に関する事項について
- ・高齢者施設の整備に関する事項について

(4) 障害者福祉に関すること

- ・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の中間見直し及びその重点事業・課題に関する事項について
- ・身体障害者の障害程度の審査に関する事項について
- ・指定自立支援医療機関の指定に関する事項について
- ・指定医の指定に関する事項について
- ・その他障害者福祉に関する重要事項について

(5) 児童福祉に関すること

- ・子ども・若者育成支援計画の策定及び施策の実施状況の評価に関する事項について
- ・児童福祉施設等の認可及び確認に関する事項について
- ・子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項について
- ・児童福祉施設等における重大事故の検証に関する事項について